

単 価 契 約 書 (案)

収 入
印 紙

京都府住宅供給公社を甲とし、(採用決定後記入)を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり請負契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 品名、品質等

品 名 京都府府営住宅募集案内書

品質等 A4版(別添仕様書のとおり)

(2) 予定数量

72,600部(別添仕様書のとおり)

ただし、各年度会計における予定数量は、次のとおりとする。

平成29年度 36,300部

平成30年度 36,300部

(3) 契約単価

¥

ただし、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(4) 契約期間 平成 年 月 日から平成31年3月31日まで

(5) 納入場所 別添仕様書のとおり

(6) 支払場所 京都府住宅供給公社

(7) 契約保証金 (採用決定後記入)

2 前項第4号に定める契約期間において、法令の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、第2号の契約単価を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

(納入及び検査)

第2条 乙は、前条第1項第4号の契約期間中、甲の発注あるごとに、その都度指定する期限までに同条第1号の目的物を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、き損又は消耗したものは、乙の負担とする。

5 目的物の引渡しは、甲の検査終了と同時に完了するものとする。

(所有権の移転)

第3条 目的物の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第4条 目的物の引渡し前に生じた目的物の滅失、き損、減量、変質その他一切の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし、目的物の引渡し後に生じたこれらの損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とする。

(契約代金の請求及び支払)

第5条 乙は、目的物の引渡し後適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 請求金額は、第1条第1項第3号の契約単価に納入部数を乗じた金額(円未満切捨て)に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

3 甲は、前項の請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に請求金額を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に請求金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第6条 甲が第2条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙は、その責めに帰すべき理由により第2条の指定期限までに合格品を完納できないときは、指定期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、第2条の発注に係る代金に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第5条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)」と読み替える。

2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

(かし担保)

第8条 甲は、目的物の引渡し完了後に、契約要項との相違又は目的物に隠れたかしを発見したときは、乙に対し代品納入、かしの修補又は代金減額を請求することができる。

2 前項の場合において、さらに損害があるときは、甲は、損害賠償の請求をすることができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第2条の発注後、乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、発注が予定数量の3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

（予算削減に係る契約の解除等）

第9条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料を減額し、又は削減したときは、契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

（談合等による解除）

第9条の3 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第1項第2号に定める予定数量から既に納入された数量を減じた数量に同項第3号の契約単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した額の10分の1を違約金として、甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であって、この業務を完了させたときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

イ アの他、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

2 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、前項に定める違約金を乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

場合に準用する。

(契約保証金)

第11条 甲は、第1条第1項第7号の契約保証金を前条第1項の違約金及び第7条第1項の遅延賠償金に充当することができる。

2 甲は、目的物の引渡し後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第12条の2 乙は、第9条の3各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第12条の3 第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第12条の4 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(著作権の帰属)

第13条 京都府府営住宅募集案内書（通知書を含む）の著作権は、甲に属する。

（権利の譲渡等）

第13条の2 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（関係法令の遵守）

第15条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号) その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第16条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 京都府京都市上京区出水通油小路
東入丁字風呂町104番地の2
京都府住宅供給公社
氏 名 理事長 小石原 範和 印

乙 住 所

氏 名 印